

## 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、若者の岡山県への就職促進及び中小企業の人材確保を図るため、岡山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業の取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (中小企業の範囲)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める中小企業者で、次の表のとおりとする。ただし、国又は地方公共団体が出資している企業は中小企業に含まない。

<中小企業者の範囲> 業種に応じて①又は②を満たすもの

	業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
中小企業基本法 第2条第1項	製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
中小企業信用保険法施行令 第1条第2項	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

### (補助対象企業)

第3条 本事業の補助対象企業（以下「補助対象企業」という。）は、以下の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する、又は県外に主たる事業所があるが県内に勤務先を限定した採用を行っている中小企業

(2) 支援対象者となる従業員への奨学金返還支援制度（以下「返還支援制度」という。）を設け、手当等として奨学金返還のための金銭を支給する中小企業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 労働関係法令に違反しているもの

(2) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に掲げる暴力団員等

(3) その他補助金を交付することが適当ないと認められるもの

3 補助対象企業は、県が進めるUターン就職等に係る取組への参画に努めること。

#### (補助対象企業の届出)

第4条 補助対象企業は、返還支援制度を創設した場合、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援制度創設届出書（様式第1号）に、就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類の写しを添えて、中央会に提出しなければならない。

#### (支援対象者)

第5条 本事業で補助の対象となる従業員（以下「支援対象者」という。）は、補助対象企業に勤務する従業員で、以下の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象企業が返還支援制度を創設後に採用された者
- (2) 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に在住又は通勤、通学していた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、補助対象企業に採用された者
- (3) 雇用期間の定めがなく、補助対象企業において正社員として勤務していること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金を貸与された者で、その奨学金を返還予定又は返還中である者
- (5) (4) の奨学金について、他団体から重複して返還支援を受けていない者。
- (6) 県内に所在する事業所等に勤務している者。
- (7) 申請日の属する年度末において、35歳未満である者。
- (8) 補助対象企業が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる会社を含む。）である場合は、当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く。

#### (補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### (事業実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、平成30年度から平成33年度までとし、各年度から最長6年（72か月）間補助を行う。平成34年度以降に採用された従業員を対象とした補助は行わない。

#### (補助金の申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象企業は、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 就業規則又は賃金規程など手当等の支給根拠が分かる書類（補助対象企業として届出した際と変更がない場合は、提出の必要はない。）
- (2) 従業員名簿又は組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類の写し
- (3) 支援対象者の雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (4) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (5) 支援対象者の住民票の写し
- (6) 支援対象者が通勤、通学していた場合、退職証明書、卒業証明書など、東京圏で通勤、通学していたことを証明する書類（初回申請時のみ）
- (7) 機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
- (8) 岡山県税の納税証明書など岡山県税に滞納がないことを証明するものの写し
- (9) その他中央会が必要と認める書類

2 補助対象企業が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しよう

とする場合において、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業事前着手届（様式第3号）を中央会に提出したときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の4月1日より前に遡ることはできない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 中央会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。なお、中央会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

2 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象企業は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第11条 補助対象企業は、事業の内容を変更しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を中央会に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 補助対象企業は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を中央会に提出しなければならない。

3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業遂行の義務）

第12条 補助対象企業は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象企業は、事業進捗状況の報告を求められた時は、中央会が別に定める期日までに報告しなければならない。

3 中央会は、前項の報告があった場合、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助対象企業は、補助事業が完了したときは、中央会が別に定める日までに、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、中央会に提出しなければならない。

（1）給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等の月ごとの実績が分かる書類の写し

（2）支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類

（3）その他中央会が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第11条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象企業

に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 中央会は、補助対象企業が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助対象企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 中央会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第17条 中央会は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助対象企業に対して報告させ、又はその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第18条 中央会は、第12条第3項により事業進捗状況の確認を行った後又は第14条により補助金の額を確定した後、補助金を補助対象企業に対し支払うものとする。

2 補助対象企業は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中小企業UTAーン就職促進奨学金返還支援事業補助金請求書（様式第7号）により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第19条 補助対象企業は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第20条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、正本1部、副本1部の2部とする。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関する必要な事項は、中央会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月6日より施行する。

別表第1(第6条関係)

補助対象経費	補助対象企業が支援対象者に対して、奨学金返還支援のために支給することを就業規則又は賃金規程など文書で明確に定めて支給した手当等
補助対象期間	県内の事業所等に勤務した期間で、採用後6年以内(補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、72か月目となる月まで)とする。
補助率	2分の1
補助限度額	補助金の交付申請を行った年度に支援対象者が機構に返還する額の範囲内で補助対象企業が支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額を上限とする。